

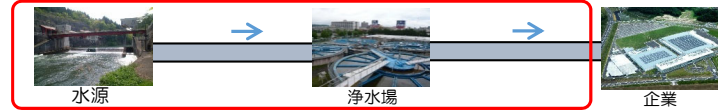
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）概要

事業範囲

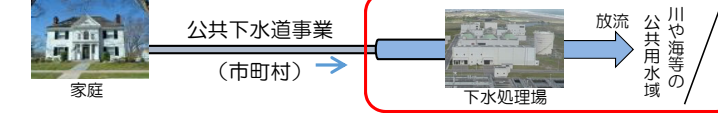
➤ 水道用水供給事業（25市町村）



➤ 工業用水道事業（74事業所）



➤ 流域下水道事業（26市町村※）



（令和5年5月1日現在）

（※）みやぎ型管理運営方式の対象は21市町村



これまでとの違い

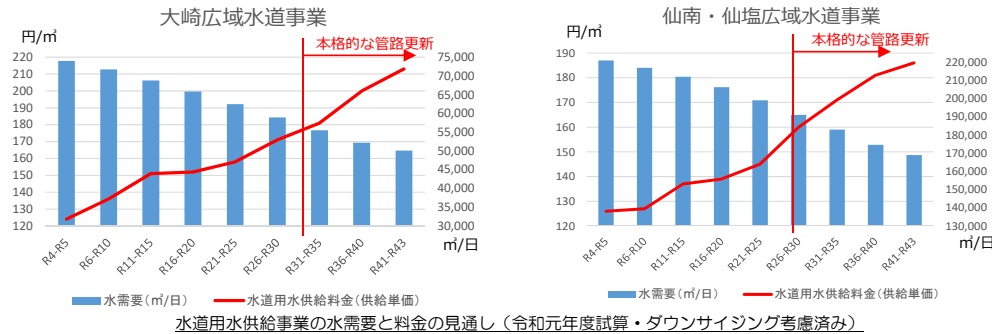
- | これまで | みやぎ型 |
|-----------------|--|
| ○ 契約期間：最長4～5年間 | 20年間
・従業員の雇用の安定
・人材育成、技術革新が可能 |
| ○ 契約単位：事業ごと個別契約 | 9事業を一体で契約（設備の改築・修繕を含む）
・スケールメリットの発現効果が拡大 |
| ○ 発注方式：仕様発注 | 性能発注
・運営権者が創意工夫 |

業務内容	役割分担		備考
	これまで	みやぎ型	
事業全体の総合的管理・モニタリング	県	県	変わらず
浄水場等の運転管理	民間	民間	既に30年以上民間が実施
薬品・資材の調達	県	民間	民間に移動
設備の修繕・更新工事	県	民間	民間に移動
水道法に基づく水質検査	県	県	変わらず
管路の維持管理/管路・建物の更新工事	県	県	変わらず

導入の背景

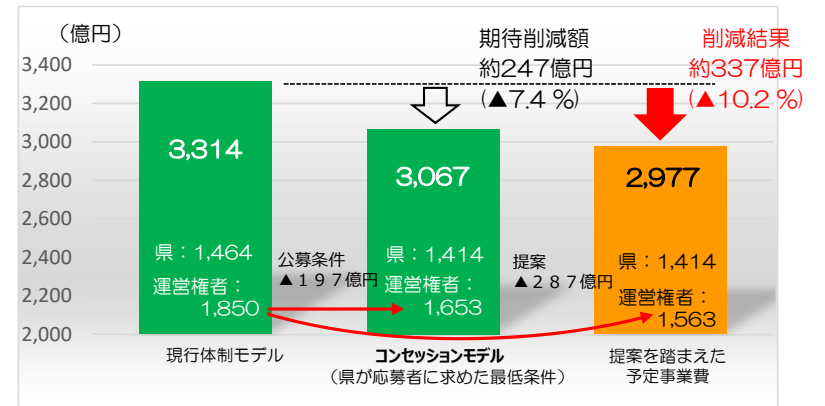
全国的に水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。今後の水需要の減少を踏まえた**施設の統廃合や管路のダウンサイジング**等により効率化を図るだけでは、**将来の料金上昇は避けられない。**

- 人口減少・・・利用者の減少により料金収入が減少
- 節水型社会・・・家庭や産業において節水型機器が普及し、水需要が減少
- 設備・管路の更新・・・事業開始から40年を経過し、今後大規模な更新が不可欠



事業費の削減結果

9事業20年間の総事業費



運営権者

SPC（特別目的会社）「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」

出資者
計10社

メタウォーター(株)【代表企業】、メタウォーターサービス(株)
ヴェオリア・ジェネッツ(株)、オリックス(株)、(株)日立製作所、(株)日水コン
(株)橋本店、(株)復建技術コンサルタント、産電工業(株)、東急建設(株)

※ OM会社：維持管理会社（オペレーション&メンテナンス）

OM会社※「株式会社みずむすびサービスみやぎ」

- ・SPCと同じ出資者により県内に設立された、浄水場や下水処理場の維持管理を担当する新たな地域水事業会社。
- ・地域人材を直接雇用し、長期的視点で水処理のプロを育成。

導入経緯

○ 平成26～27年度（2014, 2015）

- ・「宮城県企業局新水道ビジョン」等、水道事業経営に関する各種計画を立案する中、将来の厳しい経営環境に対する危機感を企業局内部で共有
- ・今後の最適な管理・運営の方法について検討を開始

【方向性の決定】公共性を担保しつつ民の力を最大限活用
長期・包括・官民協働運営

○ 平成28～29年度（2016, 2017）

- ・「宮城県上水・工水・下水一体型管理運営検討懇話会」を開催（計3回・非公開）
- ・「宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」を開催（計4回）
- ・導入可能性を検討する調査業務を実施

【事業スキームの決定】「事業概要書」を策定・公表（H30.3）

○ 平成30年度（2018）

- ・シンポジウム及び民間事業者向け現地見学会の開催（各計3回）
 - ・県PPP・PFI導入調整会議（H30.7）
- ⇒水道法改正を条件に「PPP/PFI手法による実施が適当」との結論

★ 改正水道法の成立（H30.12.6）

【政策・財政会議】みやぎ型の導入を県として機関決定（H30.12.17）

○ 平成31（令和元年）～2年度（2019, 2020）

- ・外部有識者からなるPFI検討委員会により事業制度を検討
- ⇒PFI法に基づく実施方針を条例制定（R1.12.24）
- ・特定事業を選定し（R2.3.11）、約1年をかけて運営事業者を公募（R2.3.13～）

【PFI検討委員会の審査・評価を経て運営事業者を選定】（R3.3.17）

優先交渉権者「メタウォーターグループ」

○ 令和3年度（2021）

- ・県議会6月定例会において**運営権の設定に係る議案を提案・可決**（R3.7.5）
- ・厚生労働大臣より水道施設の運営権設定に係る**水道法の許可を取得**（R3.11.19）

【特別目的会社（SPC）に運営権を設定・実施契約を締結】（R3.12.6）

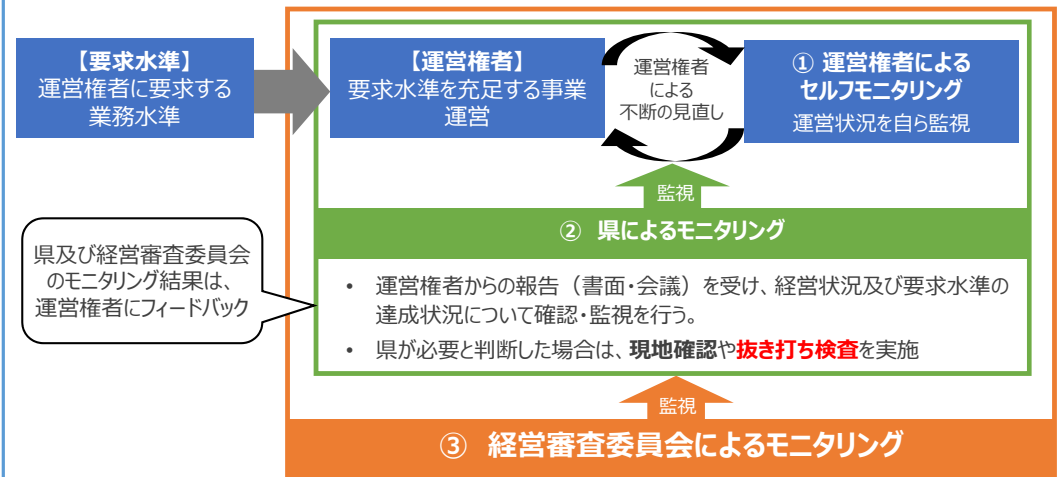
運営権者「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」

○ 令和4年度（2022）

- ・4月1日より「みやぎ型管理運営方式」による事業開始

三段階のモニタリング体制

- ・運営権者は要求水準を充足する具体的な運営方法を自らの責任で設定し、事業の運営状況を自ら監視（**セルフモニタリング**）する。
- ・県は運営権者の要求水準の遵守状況をモニタリングする。
- ・**経営審査委員会は運営権者と県のモニタリング結果を確認して、結果を運営権者にフィードバックし、必要に応じて運営方法の見直しを求める。**



経営審査委員会

設置根拠：公営企業の設置等に関する条例（県の附属機関）

諮問内容：① 運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果

- ② 予測困難な環境変化に起因する運営権者収受額の定期改定、臨時改定の内容
- ③ 利用料金の改定内容
- ④ 改築計画書の内容
- ⑤ 運営権者が更新した設備の事業期間終了時の残存価値の算定内容
- ⑥ 県及び運営権者の間の紛争内容 等

構成等：委員は10名以内（上下水道、経済経営、会計法務、市町村等から）

委員の委嘱期間は3年間

特別の事項を審議するため必要な場合は臨時委員を置くことが可能

開催頻度は年2回（必要に応じて臨時開催）

- **中立的な立場**で客観的な評価・分析を行い、県および運営権者に意見を述べる
- 県および運営権者は、委員会の意見を**最大限尊重**して事業運営に当たる

委員長：田邊信之（前宮城大学教授：経済・経営） 副委員長：佐野大輔（東北大学教授：上下水道工学）
委員：大学教授（経済・PFI、環境）、日本水道協会、日本下水道事業団、弁護士、公認会計士、仙台市、大崎市